

## 地域福祉施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

生涯教育課

### 1 改正理由

現在の東大沼地区生活館に替わり、廃校となっている七飯町立東大沼小学校を新たに東大沼会館として設置することに伴い、地域福祉施設の設置に関する条例（昭和51年条例第12号）の一部を改正する。

### 2 改正内容

第2条の表に規定する東大沼地区生活館の名称及び位置を東大沼会館の名称及び位置に改める。

### 3 施行期日

この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、準備行為の規定については、公布の日から施行する。

### 4 準備行為

この条例の附則に準備行為として、施行日前においても東大沼会館の設置等に係る手続その他の準備行為を行うことができる規定を設ける。

### 5 経過措置

この条例の附則に経過措置として、改正前の東大沼地区生活館の令和3年度における支出については、令和4年5月31日までの間に限り、なお従前の例による規定を設ける。

地域福祉施設の設置に関する条例新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
第1条 (略)		第1条 (略)	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
名称	位置	名称	位置
鶴野会館・西大沼会館 (略)	(略)	鶴野会館・西大沼会館 (略)	(略)
東大沼地区生活館	七飯町字東大沼401番地1	東大沼会館	七飯町字東大沼403番地
本町見晴会館～緑町会館 (略)	(略)	本町見晴会館～緑町会館 (略)	(略)
第3条 (略)		第3条 (略)	
附 則		附 則	
(略)		(略)	